

<報道発表資料>

令和8年10月14日

附属機関等における委員報酬等について

県の執行機関の附属機関及び県の要綱等に基づいて設置する協議会等において、本来委員等に報酬等を支給すべきところ、一部の委員等に対し、支給していないことが判明しました。

●事案の概要

1 対象者数（令和3年度～令和7年度）

- ・附属機関 延べ776人（13附属機関）
内訳 知事部局 650人（11附属機関）
教育局 126人（2附属機関）
- ・協議会等 延べ122人（11協議会等） ※知事部局のみ

2 対象金額（令和3年度～令和7年度）

- ・附属機関 10,708,800円
内訳 知事部局 8,970,000円
教育局 1,738,800円
- ・協議会等 1,659,685円 ※知事部局のみ

※上記1、2は支給対象となる人数及び金額の最大値です。実際の支給額は、受取意思の確認結果により変動する可能性があります。

※上記1、2の詳細は別紙のとおりです。

3 主な原因

- ・委員等本人から報酬等の受取意思を確認せずに、辞退するものと誤認していたものです。

4 今後の対応

- ・対象者に対して謝罪を行い、受取意思を確認するとともに、必要な手続を行います。
- ・最終的な支給額は、支給の事務手続が終了した後、改めてお知らせします。

●問合せ先

知事部局分について

行政・デジタル改革課 行政管理担当 秋穂、岡村 電話 048-830-2444

教育局分について

教育局総務課 議事文書担当 高久、天宮 電話 048-830-6619